

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和8年6月18日

旭市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有		
○				旭市足川地区	無	令和4年度～令和8年度	足川浜農業資源・農村環境保全組合
○				旭市中谷里、神宮寺地区	無	令和4年度～令和8年度	富浦環境保全会
○				旭市大間手、蛇園、長尾、高生地区	無	令和7年度～令和11年度	鶴巻環境保全会
○				旭市鎚木、萬力、秋田、米込、入野地区	無	令和5年度～令和9年度	万力支区環境保全会
○				旭市三川、横根地区	無	令和6年度～令和10年度	飯岡西部維持管理組合活動組織
○				旭市高生、後草地区	無	令和6年度～令和10年度	嚶鳴環境保全会
○				旭市飯岡、行内、平松、横根、萩園地区	無	令和7年度～令和11年度	飯岡東部環境保全会